

【2021年版通関士試験合格ハンドブック】

本テキストにつき、下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

2021年2月25日更新分

ページ	該当箇所	誤	正
254	上から13行目	納付された金額は、まず、 延滞税 に充てられる	納付された金額は、まず、 本税(関税) に充てられる
297	上から13行目	税関長 は、関税等不服審査会に 諮問することを要しない	財務大臣 は、関税等不服審査会に 諮問することを要しない
581	上から 13～14行目	豚肉の含有量が、20% 未満 であるので、 第16類の肉の調製品には、分類されない。もし、20% 以上 であれば、肉の調製品 に分類される。	豚肉の含有量が、20% 以下 であるので、 第16類の肉の調製品には、分類されない。もし、20% 超 であれば、肉の調製品に 分類される。

2021年3月15日更新分

ページ	該当箇所	誤	正
586	上から16行目	「ガラスセラミック製又は鉛ガラス製以外の ガラス製コップ 」	「ガラスセラミック製又は鉛ガラス製以外の 脚付きグラス 」
587	上から5行目	◎コップ類	◎脚付きグラス類

2021年4月16日更新分

ページ	該当箇所	誤	正
44	上から15行目	直接運送品又は(1)に該当する貨物	直接運送品又は ア) に該当する貨物

2021年4月26日更新分

ページ	該当箇所	誤	正
275	※印上から 4行目	予知されたものである場合に 課されたものを除く	予知されたもので ない 場合に 課されたものを除く

2021年6月4日更新分

ページ	該当箇所	誤	正
41	上から9行目	インボ イン ス	インボ イ ス

2021年7月27日更新分

ページ	該当箇所	誤	正
583	上から13行目	「提示の際に…あるもの」とは、 簡単な 組み立て又は操作のみを伴うもので、…	「提示の際に…あるもの」とは、 組み立て 又は操作のみを伴うもので、…

2021年8月3日更新分

ページ	該当箇所	誤	正
150	輸入してはならない貨物一覧内⑨	⑨公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品	⑨公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品 ※⑨に関して、保税地域に置くことができない貨物及び保税運送を行うことができない貨物には、 <u>該当しません</u> 。 そのため⑨は◎ではなく○の表記に訂正をお願いいたします。